

## 会 議 の 概 要

|                        |   |
|------------------------|---|
| 1 会 議 名                | 平成30年度第1回宝塚市社会教育委員の会議   |
| 2 開 催 日 時              | 平成30年5月18日(金) 16時00分～18時00分   |
| 3 開 催 場 所              | 宝塚市役所 2-3会議室  |
| 4 出 席 委 員<br>[■出席 □欠席] | □橘委員      ■清水委員      ■林委員      ■薄田委員<br>■大西委員      ■温井委員      ■河野委員      ■西本委員<br>■伊藤委員      □エバンズ委員      ■板東委員 |
| 5 傍 聴 者 数              | 0 人   |
| 6 公 開 の 可 否            | ■ 可    □ 不可    □一部不可  |
| 7 議 題 及 び 結 果 の 概 要    | <p>◆報告</p> <p>(1)平成30年度阪神北地区社会教育委員協議会のご案内について</p> <p>◆議題</p> <p>(1)「地域課題解決のための公民館学習及び社会教育のあり方について」について</p>      |

## 平成30年度 第1回社会教育委員の会議 議事要旨

### 1 報告

(1) 平成30年度阪神北地区社会教育委員協議会のご案内について  
(事務局)

平成30年6月5日(火)の13時30分から、伊丹市立中央公民館で阪神北地区社会教育委員協議会総会が開催される。

### 2 議題

(1) 「地域課題解決のための公民館学習及び社会教育のあり方について」について  
(議長)

今年2月から小委員会を3回開催しており、答申(案)を作成した。今後、委員会で意見を頂戴し、修正を加えながらよりよい形にしたいと考えている。まずは、事務局より概要について説明してもらう。

(事務局)

宝塚市社会教育委員の会議は、平成29年8月24日に、宝塚市教育委員会より「地域課題解決のための公民館学習及び社会教育のあり方について」の諮問を受けた。この諮問書には、「運営方法に関わらず、公民館が実践すべき具体的な学習方法を確立する必要があります」と記載されている。しかしながら、平成29年4月に、「公民館と指定管理者制度のあり方」と題した意見書を提出していること、また同年9月の議会にて「指定管理者制度導入に係る宝塚市立公民館設置管理条例の全部改正」が可決されていることから、指定管理者による運営を念頭に置き、本答申書の作成に向けて研究・協議を進めた。諮問内容は「地域課題解決のための公民館学習」と「社会教育のあり方」に分けられるため、まずは、「地域課題解決のための公民館学習」に係る答申の作成に向けて、協議を進めた。

先に提出した意見書では、答申書の内容を実現するためには、社会教育主事を各館に1名以上置くことが望まれる等、指定管理者制度導入に際しては、7つの条件を付したうえで、当該条件について最大限の配慮をすることと結論付けている。そこで、第1章では、改めて「指定管理者制度の導入に際しての留意点」を整理した上で、指定管理者制度による公民館の管理・運営に当たっては、宝塚市教育委員会が積極的に公民館の事業展開に関与し続けることの重要性、とりわけ教育委員会によるチェック機能の重要性を提起している。第2章「地域課題をどう捉えるのか」では、地域課題には「市全体が抱える課題(広域共通課題)」と「学校区ないしは自治会レベルで生じている課題(狭域個別課題)」とがあり、いずれにも対応することが今後の社会教育(公民館)の使命であると結論づけている。そして、最後の第3章では「宝塚市における地域課題解決のための

公民館学習のあり方」として、これまでの宝塚市立公民館が取り組んできた事業の経緯と宝塚市における協働のまちづくり施策の経過を踏まえつつ、宝塚市公民館と他の自治体における公民館の事業展開を比較した上で、今後の地域課題解決に向けた公民館の果たすべき役割を整理している。

第1章の「指定管理者制度の導入に際する留意点」では、指定管理者制度について改めて説明している。指定管理者制度は、公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を効果的に達成するため、平成15年6月に改正された地方自治法を根拠とし、同年9月より施行された制度である。しかし、現地視察では、公民館の目的に沿った事業が十分に展開できていない例もあり、選定には注意が必要である。また、指定管理者制度のメリットとされる経費削減については、意見書において「経費削減を第一義的な理由として指定管理者制度を導入しない」と指摘している。これは「経費削減」という観点から指定管理者が、公民館の管理・運営の要である人件費の節減を選択する可能性があるからである。よって、指定管理者の選定に当たっては、経費削減を第一義的なメリットとして重視しないことを改めて指摘している。

2番目は公の施設における指定管理者制度の持続性の担保について述べており、総務省が実施した平成27年4月1日の調査結果をもとにした分析を踏まえつつ、宝塚市において、いったん指定した指定管理者が指定取り消し等といった事態に至らないよう、宝塚市教育委員会による積極的な支援・関与により、公民館事業の持続性が担保する必要があると述べている。

3番目は結論として、指定管理者制度を導入する際には、慎重な選定プロセスが求められること、導入後の事業展開に関しては社会教育課によるチェック機能・支援機能を十分に働かせる必要があることが述べられている。特に、先に意見書で述べている7条件については、指定管理者の選定時及び選定後に最大限留意すべき事項としている。

第2章の「地域課題をどう捉えるのか」では、文部科学省が公表している「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて・論点の整理」の内容から、地域課題とは何を指しているのかを確認している。ここでは、「地域」という言葉が、広域とも狭域とも受け取れる曖昧さを残したまま使用されているが、広域レベルで取り組む社会教育も狭域レベルで取り組む社会教育も共に必要であり、公民館と職員が、これらの地域課題と市民とを結びつけるという目標を強く意識することが極めて重要であるとしている。

第3章では、まず、宝塚市における公民館学習の歴史について述べている。宝塚市の公民館の歴史と経過として、逆瀬川公民館が開設されて50余年間で、様々な機関が事業

展開として、公民館と類似の講座を企画・提供してきた。こうした情勢を受け、これら専門的な行政機能を有する諸機関の講座事業とは重複しない方向で公民館は事業展開をしてきている。しかし、ボランティア活動、市民活動（広域共通課題の解決）、地域づくり活動（狭域個別課題の解決）などに結びつける役割を公民館が意識的・積極的に事業の一環として担うところには至っていない。

次に、2番目は、宝塚市のまちづくり施策の経過について述べている。これは、地域課題解決について考えるうえで、宝塚市におけるまちづくり・コミュニティ施策を整理しておく必要があったからである。

3番目は、宝塚市の公民館の体制と地区公民館のある自治体との比較をしている。宝塚では、中央公民館が自治体全体の生涯学習・社会教育サービスを担い、その他のいわゆる地区公民館が狭域レベルに根差した生涯学習・社会教育サービスを担うといった構造にはなっておらず、3館がほぼ同じような広域レベルのサービスをこれまで展開してきた。こうした宝塚市の状況を、地区公民館のある自治体の状況と比較してみると、地区公民館が数多くある自治体では、狭域個別課題の解決に住民が取り組もうとする際に、近くに公民館があることで、公民館が十分に活用できる資源となりうるとしている。

4番目は、宝塚市立公民館の今後のあり方について述べている。理想としては、3番目で述べたような地区公民館があることが望ましいが、現状の3館体制の公民館整備及び2番目で触れた概ね小学校区ごとに組織化されたまちづくり協議会などのコミュニティ政策を鑑みると、地区公民館を新たに整備する提案は現実的ではない。まちづくり協議会では、地域ごとの課題等についての議論や学習活動が、校区内の学校の一部や公共施設等を拠点に行われていることから、地区公民館に相当する機能を有する身近な学習の場については、公民館以外の場にも多くあると考えられる。

こうした状況の中、地域課題解決学習の充実のために公民館が取り組むべき方策として、現在の公民館の中核事業である「宝塚市民カレッジ」と「宝塚市民セミナー」をさらに発展させることが挙げられる。これにより、市民が広域共通課題を解決する学習を公民館が支援できると考えられる。一方、2つ目で述べたとおり、宝塚市では最も身近な住民組織である自治会を中核にまちづくり協議会が概ね小学校区ごとに組織化されており、ここが狭域個別課題の解決を担っている。この狭域個別課題解決に現在、公民館は関わっていないので、今後積極的に関わるように努力する必要がある。公民館が指定管理者になると、こうした地域課題解決に向けて取り組む市民団体等他機関と関わっていくことになるが、社会教育課はそのサポートや調整を担う必要があり、こうした点から社会教育課への新たな人材配置も不可欠となる。

以上、公民館に指定管理者制度を導入するに当たっては、社会教育課の指定管理者に対する適切な指導や協力体制が不可欠であり、また、指定管理者については、「他部局・他機関との連携・協働」「居場所機能」「相談機能」「地域課題解決へと促す機能」といった取組に積極的に対応できる事業者等を選定する必要がある。

最後に、今後の市の財政について、厳しい状況が見込まれているが、指定管理者制度導入の影響により教育費の削減がされないことがないよう、今後も、生涯学習・社会教育の充実のため、教育費の配分増に向けた教育委員会の取組に期待している。

○以下、委員からの意見等

(委員)

公民館は3つしかないが、地域には地区会館などがあり、独自の活動をしている。こうした拠点と公民館3館との連携ができれば、広域・狭域どちらの課題にも対応できるのではないか。

(事務局)

コミュニティという視点での地域課題解決も大切だが、それとは別に公民館という視点ではまず相談機能や情報発信を強化していきたい。

(委員)

地域課題解決に関する相談は、主に社会福祉協議会や包括支援センターにしているが、以前に比べると最近では市役所の職員が積極的に地域の会議に参加してくれるようになった。今後、公民館も是非そうなって欲しい。

(委員)

公民館に行けば案内してもらえる仕組みづくりが必要。市民と行政をつなげる役割を担ってほしい。

(事務局)

宝塚市には共同利用施設や地域利用施設など地域の拠点となる施設がある。こうした施設には社会教育主事がいるわけではないが、今後公民館がこうした施設と連携することは考えられる。

(委員)

人材の部分、事業の内容、市との連携等、書いてほしいところを押さえてくれていると感じた。

(事務局)

今日、出た意見を小委員会で議論し、答申案の内容を修正していく。他に答申案に関する意見があれば、5月中に事務局まで連絡してもらいたい。